

◎第一掛金/算定基礎届・第二掛金/口数改定届をお送り致します。

発送時期は3月中旬頃です。
第一掛金「基準給与算定基礎届(070)」と第二掛金「第二退職給付金口数改定届(100)」は、『2月分 掛金納付額請求書兼領収書』に同封してお送り致します。

◎諸届の提出期限について

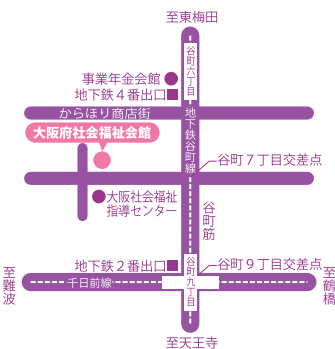
毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中致します。そのため円滑な事務処理が行えるよう平成30年3月15日～5月31日までの期間に提出される書類については、原則として郵送していただきますようお願い致します。
《窓口で書類を提出される場合は受け取りのみとして、お返りする書類(施設控・領収書等)は後日、各施設・団体宛にお送りさせていただきます》などご理解の程よろしくお申し上げます。
また退職・異動・新規契約等の民間共済会と福祉医療機構の「退職手当金請求書・被共済職員退職届」については、各施設・個人分をまとめて(同封して)共済会まで提出してください。
注)平成26年4月1日から、福祉医療機構の各種届出書類は福祉医療機構に直送になっております。ただし、「退職手当金請求書・被共済職員退職届」については従来通り、共済会へお送りください。
なお、つぎの届出書類の提出・手続きにつきましては必ず期日までをお願い致します。

- ①共済会 基準給与算定基礎届 (平成30年4月10日まで)
- ②福祉医療機構 掛金納付対象職員届 (平成30年4月30日までに福祉医療機構に直送)
※電子届出システムをご利用の場合は別途福祉医療機構から送付される要綱をご覧ください。

注)平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に届出の必要があるもので未提出となっているものについては、**平成30年3月31日**までにご提出ください。

◎共済会会計実務研修会について

日時 平成30年4月25日(水)
13時～15時
場所 大阪府社会福祉会館 5階 501号室
内容 共済会の会計処理について解説を致します。
参加定員 150人(先着順)
※原則1施設1人で行います。
申込方法 同封の参加申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込ください。
申込締切 3月31日(土)



◎独立行政法人 福祉医療機構 からのお知らせ

平成30年度 掛金見込額 **44,500円**の予定

平成30年度の福祉医療機構退職共済掛金額は、1人当たり44,500円の予定です。詳しくは、各契約法人宛に福祉医療機構から掛金納付対象職員届等が送付されますのでご確認ください。



◎退職金の給付時期について

退職金の給付までには当会で書類(脱退届)を処理してから、概ね1か月～1か月半ほどお時間を頂戴しております。
退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日からになりますのでご注意ください。

◎個人情報の開示について

共済会では、会員様個々の情報について会員様ご本人または共済契約者様の開示請求に基づき、通年個人情報開示をさせて頂いております。
例えば…今月末で退職した場合の退職金額が知りたい等、具体的に退職金が知りたい場合は、個人情報開示請求をしてください。 ※通年受付しております。
「個人情報開示請求書」はダウンロードしてご利用頂けるよう、共済会のホームページに掲載しております。

検索サイトで



共済会ホームページ→トップページ→個人情報保護について
→個人情報開示等のお手続きについて

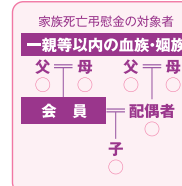
一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。なお、請求権は各事由が発生してから1年で無効となりますのでお気を付けてください。

- ◎お手続きについては、所属施設にご確認ください。
 - ◎給付については、各月ごと未締で翌月中旬頃の給付となります。
 - ◎給付日については、所属施設長宛にて中旬頃に決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。
 - ◎一般給付金請求時の添付書類は全て写し(コピー)で結構です。
 - ◎今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。(請求期限は平成30年3月31日受理までです。)
- なお、入会日が平成29年4月2日以降の会員様は対象外です。
また、来年度(平成30年度)お子様が入学される会員様の入学祝金請求は、平成30年4月以降にご請求ください。

種別	給付金	添付書類(コピー可)
結婚祝金	3万円	・婚姻届受理証明書等
出産祝金	5万円	・母子手帳の1ページ目 (出生届証明を受けたもので、父母子の氏名等が記入されているもの)
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円 ・就学通知書、就学年月日を記した在学証明書
	子が中学校に入学したとき	2万円 ※ご注意 会員と入学する者(子)の姓が異なる場合は、別途、親子関係を証明する書類が必要です。
	子が高等学校に入学したとき	3万円
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円 ・医師の診断書
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円 ・欠勤期間を証明する書類もしくは出勤簿写し (復職が確認できる部分も必要)
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円 ※ご注意 傷病見舞金の請求は復職後の1回のみといたします。また、同一疾病による欠勤については、給付対象となった欠勤期間の満了した日から1年間は請求できません。
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
	継続して180日以上欠勤したとき	7万円
災害見舞金	10万円以内	・会員の住居が火、水、震災などの不可抗力によって損害を受けたときの官公署発行の罹災証明書
死亡弔慰金	本人	10万円 ・死亡診断書の写し
	配偶者	10万円 ・請求者と亡くなった方の続柄を証する公的な証明書
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円 ・死産証明書(請求者との続柄がわかるもの)

添付書類は
コピー可です。



(注)本人・配偶者がともに共済会会員の場合
結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。

